

# 浄化槽設置費補助の申請から交付までの流れ

## 【事前確認事項】

申請前に「設置場所および設置する浄化槽が補助対象であるか」の確認をお願いします。  
ご不明な点がございましたら、下水道課経理係までお問合せください。

【申請書提出から請求まで】申請者または施工業者による手続きは、下線部の項目(二重枠部分)になります。

**① 交付申請** 下水道課へ申請書類を提出してください。 [申請者(業者)→市]  
申請書類の様式は、市のホームページよりダウンロードできます。  
申請書類の内容については、様式中のチェック表を参考にしてください。  
※申請書類の提出は、工事開始前に下水道課へ申請してください。

**② 既存みなし浄化槽の現地確認** 市の職員が現場を確認します。 [市]

**③ 交付決定** 審査後、「**補助金交付決定通知書**」が申請者に届きます。 [市→申請者]

**④ 請書提出** ①交付申請時に提出している場合、必要ありません。 [申請者(業者)→市]

**⑤ 工事着手** [施工業者]

**⑥ 中間検査** 市の職員が浄化槽本体と工事の施行状況を確認します。 [市]  
※ベースコンクリート打設後2日間養生してからとなります。

**⑦ 工事完了報告** 下水道課へ工事の完了報告書を提出してください。 [申請者(業者)→市]  
※工事完了後、1か月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに提出してください。

**⑧ 完了検査** 市の職員が浄化槽設置状況を検査します。 [市]

**⑨ 補助金確定** 「**補助金確定通知書**」が申請者に届きます。 [市→申請者]

**⑩ 補助金請求** 指定の請求書を使用して下さい。 [申請者(業者)→市]  
⑦工事完了報告時に提出している場合、必要ありません。

**⑪ 補助金交付** 交付確定後、約1か月以内に指定された口座へ振り込まれます。 [市→申請者]  
※年末の場合、振込が遅れることがありますのでご了承ください。

担当  
伊東市役所下水道課経理係